



つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和 5 年 10 月 5 日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第23号

つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条
例

つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年つくばみら
い市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号列記以外の部分中「1日最大処理能力」を「1日最大処理水量」に改
め、同項第3号中「18,093人」を「27,188人」に改め、同項第4号を次のよ
うに改める。

（4） 1日最大処理水量 14,903立方メートル

第2条第4項中「1日最大処理能力」を「1日最大処理水量」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市水道事業及び下水道事業の
設置等に関する条例の規定は、令和5年2月21日から適用する。